

税務申告

通常総会において決算関係書類の承認がなされ、前年度の決算が確定します。組合は確定した決算に基づき税務計算を行い、税務署及び都税事務所等へ法人税等の税務申告を行います。

○組合が納めるべき税金と申告書の提出先は、次のとおりです。

- ① 法人税 … 所管の税務署
- ② 法人住民税（法人住民税）
（23区）市町村民税相当分も合わせて都民税として所管の都税事務所（※都の特例）
（市町村）都民税は都税事務所、市町村民税は市役所及び町村役場
- ③ 法人事業税 … 所管の都税事務所
- ④ 消費税（※課税事業者のみ）… 所管の税務署

○法人税は、原則として事業年度終了の日の翌日から2か月以内に確定申告を行う必要があります。ただし、通常総会の招集について「毎事業年度終了後3か月以内」と定款で定めている組合は、申告期限の1か月延長の特例を受け、3か月以内に申告することも可能です。なお、この特例は一度申請すると翌年以降も継続して適用されます。

○法人住民税は、法人税において申告期限の延長が認められた場合に、届出書を提出することで、法人住民税の申告期限も同様に延長されます。

○法人事業税は、法人住民税と同じ提出書類に記載し、申告期限の延長の申請を行いますが、記載する箇所と提出期限が異なるので注意が必要です。

○消費税は、法人税の申告期限の延長の特例の適用を受ける法人に限り、延長届出書を提出することで、申告期限を1か月間延長することができます。

○税金の申告期限の延長をしても納期限は延長されません。法人税及び消費税については利子税、法人住民税及び法人事業税については延滞金が、法定納期限の翌日から課されます。